

要介護・要支援認定申請方法について

介護が必要となったら、村の担当窓口で「要介護・要支援認定」の申請が必要となります。下記の要領でご申請ください。申請の手続きは、本人の他、ご家族やケアマネジャーが代理で行うこともできます。また、郵送でのお手続きを希望される場合は、身元確認や個人番号確認の書類は、写しを添付して郵送してください。

1. 提出書類

本人による申請

- (1) 要介護・要支援認定申請書
- (2) 介護保険被保険者証（原本）
- (3) 被保険者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
（※個人番号がわからない場合は、持参・添付は不要です。）
- (4) 本人確認できる書類（写し可）※本人による申請の場合のみ
 - ・運転免許証等、写真付きのものは1点
 - ・介護保険被保険者証等、写真のないものは2点
- (5) 訪問調査事前届出書

40～64歳の方で申請される方（第2号被保険者）

- (5) 特定疾病届出書（国が定める16の病気）
- (6) 健康保険被保険者証の写し

代理人による申請 ※上記に追加して提出してください

- (1) 代理権を確認するための書類（原本）
 - ・被保険者の介護保険被保険者証（代用できます）、委任状等
- (2) 代理人の身元が確認できる書類（写し可）
 - ・代理人の運転免許証等、写真付きのものは1点、写真のないものは2点

2. 提出窓口・問い合わせ先

三宅村役場 福祉健康課 福祉係
〒100-1212
東京都三宅島三宅村阿古 497 番地
電話 04994-5-0902